

[事案 2019-269] 新契約無効等請求

・令和2年5月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集資料に不備があったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年11月に契約した米ドル建養老保険について、以下の理由により、消費者契約法4条2項にもとづく取消し、またはクーリング・オフの適用により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和元年8月頃、保険会社より、「支払保険料の中には契約にかかる諸費用が含まれている旨等の記載」が契約締結前交付書面等に不足していたことが通知されたが、解約返戻金額が諸費用控除後の金額であることは知らなかった。
- (2) 保険料の中に契約にかかる諸費用が含まれているという記載が落ちているので、法定書面が交付されたことにならず、クーリング・オフ期間は開始しない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に関する一定の事項が、法定書面に記載されていなかったことは事実であるが、保険証券・設計書等に記載された金額、保障内容等の契約内容に変更を生じるものではない。
- (2) 契約に際し、募集人は申立人に対し、保険金額、払込保険料累計額、解約返戻金額、年金受取額等を記載した設計書を交付したうえで、必要な説明を行っており、当然に契約無効または取消しの効果を生じさせるものではない。
- (3) クーリング・オフ期限は経過している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、消費者契約法4条2項にもとづく本契約の取消しは認められず、また、法定書面が交付されていないことによるクーリング・オフの適用も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。